

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 3号機における運転上の制限の逸脱について

平成 19 年 8 月 17 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 3 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機*¹の定例試験（月 1 回）を実施していたところ、当該発電機の起動後に、所定電圧の 6.9 キロボルトに達するまでに約 13 秒かかり、規定時間である 10 秒以内に当該電圧に達しなかったことが確認されました。このため、本日午前 11 時 20 分、保安規定第 60 条に定める「運転上の制限」*²を満足していないと判断いたしました。

なお、当該発電機が動作可能な状態ではない場合に保安規定で求められる措置である、残り 2 台の非常用ディーゼル発電機および原子炉隔離時冷却系については、動作可能であることを確認いたします。

今後、原因について調査いたします。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 : 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機

高圧炉心スプレイ系は非常用炉心冷却系の 1 つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉内に水を補給するための設備であり、ディーゼル発電機は電源がなくなった場合に、その系統のポンプ等に電源を供給する発電機。

* 2 : 「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。

保安規定第 60 条では、非常用ディーゼル発電機（A系，B系）、高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電機および原子炉隔離時冷却系の機能が健全であることを確認することが要求されている。